

ハッ場ダム住民訴訟通信-17

06.03.26 発行

茨城県 2020 年人口予測 323 万人を 300 万人以下に大幅下方修正。

もう「水余り」に言い訳は許されません。

茨城県は県の基本政策を決める「茨城県長期総合計画(平成 12 年改定)」を本年 3 月修正に入り、323 万人としていた 2020 年度の人口予測を、295 万～300 万人に大幅に下方修正しました。ちなみに、それ以前の原計画(平成 7 年度策定)では 370 万人もの巨大な人口を見込んでいました。

茨城県がハッ場ダム建設計画に参加したのは昭和 61 年 3 月。当時は 400 万人以上の人口見込みのもとで水需要予測を立て参加しました。その後、人口予測は大幅な下方修正を繰り返しながら、頑なに水需要予測は見直しを拒み税金を投入し続けてきたわけです。

最早、県に言い訳は許されません。私たちは人口問題研究所の人口予測から 300 万人を頭打ちに緩やかに下降すると主張してきましたが、今回の県の予測は全面的にそれを認めたわけです。現在茨城県の人口は 300 万人弱。県に残された道は速やかにハッ場ダムから降りることです。

裁判は一気に有利に。杜撰な政策判断は最高裁判断の重大な瑕疵に当たります。

ハッ場裁判の最大の争点は財務会計行為にあります。被告県側は財務会計行為を「支出行為」に矮小化し、原告の訴えは国の政策批判であり、住民訴訟の対象である財務会計行為を訴えていない。だから裁判するに値しない。棄却を求める。と主張しています。しかし、最高裁では支出に先行する政策に重大な瑕疵(誤り)がある場合は、支出そのものが違法であり不法である。としています。従来も重大な瑕疵であると私たちは主張してきましたが、今回の県の人口見直しは被告県側が自ら政策の間違いを認めたこととなります。次回裁判で私たちは利水で過大な水需要予測と水余りを主張します。司法はこの明白な事実をどう判断するか。見つめましょう。

県は水需要予測の失敗を認めるか。

第 7 回ハッ場ダム裁判は 5 月 9 日(火)午後 1 時 30 分。傍聴席で見守りましょう。

東京の総会で裁判所勤務の方が「傍聴者の数はそのつど最高裁判所に報告されています。傍聴者の数は間違いなく判決に影響を与えていると思います」と発言されました。私たちの裁判は皆さんの熱意でいつも 40 人以上が参加、傍聴席を一杯にしています。きっと裁判官の心証に影響を与えているでしょう。今後も是非ご参加をお願いします。裁判の後「裁判説明集会」を開きます。

ハッ場ダム取手勉強会「いらぬダムをなぜ造る - 2」熱心な参加者が会場を埋める。

3 月 18 日、取手市戸頭団地において「利根川の水と自然を守る取手連絡会」と茨城の会の共催で表記の勉強会を開きました。講師の嶋津暉之さんと会場参加の藤原信さんによる講演と発言で充実した会になりました。43 名の参加者全員が強い問題意識を胸に会場を後にしました。

ハッ場ダム現地見学会。新緑の吾妻渓谷を破壊するハッ場の現場を是非みてください。

嶋津暉之さんのガイドで吾妻渓谷、ダムサイト、品木ダム、草津中和工場、長野原第一小学校、川原畑代替地などを視察します。詳細は以下に記します。是非ご参加ください。

日時：5 月 6 日(土)～7 日(日) 集合：5 月 6 日午前 10 時 30 分高崎駅東口交番前、11 時バス出発。または、12 時 30 分 JR 吾妻線「川原湯温泉駅」(12 時 28 分特急草津 3 号着)高崎からのバスに乗り見学出発 宿泊：川原湯温泉(宿泊費 1 万円前後)各県交流会など。

5 月 7 日午前 10 時集合(当日参加の方は草津 1 号が 9 時 41 分着)ダムサイト予定地周辺でピラ配り。吾妻渓谷散策ご希望の方はご案内します。締め切り：4 月 20 日
参加ご希望の方は下記へハガキ、FAX、e-mail でお申し込みください。詳細をお知らせいたします。

新年度会費が未納の方がいらっしゃいます。同封の郵便振込用紙をお願いします。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会事務局 神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5
TEL/FAX：取手 0297-72-7506 長野原 0297-84-7010 e-mail：gayoan@tiara.ocn.ne.jp